



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長兼CEO 遠山 誠司  
(コード番号 8600 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務経営企画部長 高橋 邦明  
(TEL 087-812-0102)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成27年4月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、平成27年6月26日開催予定の第5期定時株主総会において承認が得られることを条件として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正会社法」といいます。)により新たに導入された監査等委員会設置会社へ移行いたします。

そこで、当該移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。また、監査等委員会設置会社への移行に伴うガバナンス体制の見直しの一環として、役付取締役の変更・追加を行うこととし、定款の一部を変更するものであります。

- (2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記の各変更に伴い、条数の変更等を行うほか、現行定款を全面的に見直し、項番号及び表現の一部変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日(金)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日(金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。</p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が当該請求を受けた株式数に相当する自己株式を有しないときはこの限りでない。</p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条 (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により<u>予め</u>定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条 (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(現行定款第25条から移設)</p> <p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、<u>取締役専務および取締役常務</u>を選定することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長、<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>取締役会において</u>予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、<u>緊急の必要があるときは、</u>この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)  (変更案第22条に移設)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)  <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)  <u>第27条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)  <u>第28条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p><u>第29条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第30条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(員数)  <u>第28条</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役を選任)  <u>第29条</u> <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u>	
第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の補欠監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u>	
第31条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集)</u>	
第32条 <u>監査役会の招集は、招集者が各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは更にこれを短縮することができる。</u>	(削除)
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
第33条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u>	
第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削除)
<u>(社外監査役の責任限定契約)</u>	
第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略) (会計監査人の任期)</p> <p>第<u>37</u>条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略) (配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>41</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり) (会計監査人の任期)</p> <p>第<u>33</u>条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり) (配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>37</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。</p>